

調整給付金支給確認書<表面>【記入例】

<通知番号 12345678910>

令和6年6月28日

〒992-8501

米沢市金池5丁目2番25号

米沢 太郎 様

調整給付金支給確認書

この確認書は、令和6年に入手可能な課税情報に基づき、米沢市定額減税補足給付金(調整給付金)の支給対象者(以下「本人」という。)に送付しております。以下の内容を確認し、必要事項を記入のうえ、令和6年10月31日(木)までに、本確認書を提出してください。

また、各数値について相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して訂正するとともに、相違があることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書等の写し)を添えて提出期限までに提出してください。

なお、電子申請を行う場合には、本確認書の提出は不要です。

米沢市長 あて

氏名、確認日、連絡先電話番号は必ず記入してください。

以下の記載内容を確認し、異議ありません。(以下のとおり、訂正してください。)

氏名	確認日(記入日)	連絡先電話番号
米沢 太郎	令和6年7月〇日	□中に連絡可能な電話番号を記入してください。 090-0000-****

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

確認1 調整給付金の算定内訳の確認

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 ①
	60,000 円	45,000 円	= 15,000 円

個人住民税所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分個人 住民税所得割額	控除不足額 ②
	20,000 円	115,500 円	= 0 円

調整 給付金	所得税分の 控除不足額 ①	個人住民税所得割分の 控除不足額 ②	控除不足額 計 ③
	15,000 円	0 円	= 15,000 円

調整給付金支給額
15,000 円
(上記③を万円単位に切上げ)

相違があるときは訂正し、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書等の写し)を提出してください。

税額の確認方法は、裏面の下部に記載しています。

※令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税相当額)には、復興特別所得税を含みません。

なお、あなたの令和5年分所得税に係る税額の内訳は次のとおりです。

税額 円 = 所得税 円 + 復興特別所得税 円
(100円未満切捨て)

※扶養親族(令和5年12月31日現在)数には、控除対象配偶者及び16歳未満の扶養親族を含みます(国外居住者を除く)。

確認2 受給意思の確認

調整給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄(□)に✓を記入してください。

【私は調整給付金を受給しません 】

受給意思を確認するものです。
調整給付金を受給する方は、記入しないでください。

※受給意思を確認するものです。調整給付金を受給する場合は、空欄で提出してください。

確認3 支給口座の確認

支給方法 口座振込
支給口座 米沢銀行 米沢支店 普通 012345 ヨネザワタロウ

※支給口座が空欄の場合、又は別の口座への振込みを希望する場合は、裏面の所定欄に記入してください。

公金受取口座等を登録されている方については、支給口座として当該口座情報を記載しています。支給口座が明記されていない方又は支給口座とは別の口座に振込を希望する方については、確認書(裏面)に受取口座を記入してください。

調整給付金支給確認書<裏面>【記入例】

【受取口座記入欄】※下欄に記入のうえ、本人確認書類、受取口座の確認書類を所定欄に貼付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
○△□ 1.銀行 2.信連 3.信漁連 2.金融 5.農協 3.信組 6.漁協	米沢 本支店 本支所 出張所	1普通 2当座	0 5 4 3 2 1	ヨネザワタロウ
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行 通帳記号
〔6桁がある場合は※欄に〕
※右詰めでご記入ください

ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。

(注)金融機関に口座を開設していない等、どうしても口座振込による受け取りが困難な方は、米沢市役所定(0238-37-8020)までお問い合わせください。

代理による確認・受給

本人に代わり調整給付金の確認・受給を行う場合は、下欄に記入のうえ必要書類を所定欄に貼付してください。

代理人	フリガナ 代理人氏名 ヨネザワハナコ 米沢 花子	本人との 関係 子	代理人生年月日 昭和 平成 ○年○月○日	代理人住所 〇〇県△△市〇〇町△丁目〇番△号 日中に連絡可能な電話番号 090-****-****
上記の者を代理人と認め、 調整給付金の 〔確認・請求 受給 確認・請求及び受給〕		を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。		本人氏名 署名 米沢 太郎

新規登録又は別口座への振込みを希望する方のみ記入してください。

代理による場合は、原則として支給対象者本人の署名が必要となるほか、代理人の公的身分証明書の写し等の提出が必要となります。詳しくは定額減税補足給付金推進室にお問合せください。

～令和6年分推計所得税額の確認方法～

【調整給付金支給確認書】

確認1 調整給付金の算定内訳の確認

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 ①
	60,000 円	52,500 円	= 7,500 円 (<0の場合は0)
個人住民 税所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分個人 住民税所得割額	控除不足額 ②
	20,000 円	115,500 円	= 0 円 (<0の場合は0)
調整 給付金	所得税分の 控除不足額 ①	個人住民税所得割分の 控除不足額 ②	控除不足額 計 ③
	7,500 円	0 円	= 7,500 円
		調整給付金支給額 (上記③を万円単位に切上げ)	1 万円

復興特別所得税を含みません。下記Bの所得税額になります。

C = 所得税 B
× 2.1%

※令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税相当額)には、復興特別所得税を含みません。

なお、あなたの令和5年分所得税に係る税額の内訳は次のとおりです。

税額 A 円 = 所得税 B 円 + 復興特別所得税 C 円
(100円未満切捨て)

※扶養親族(令和5年12月31日現在)数には、控除対象配偶者及び16歳未満の扶養親族を含みます(国外居住者を除く)。

【源泉徴収票】 給与所得の源泉徴収票

(受給者番号)

(役職名)

氏名 (フリガナ)

給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
円	円	円

源泉徴収票の源泉徴収税額には復興特別所得税が含まれています。

給与所得のみの場合は、源泉徴収税額とAが一致するかどうかを確認してください。

金
の
計
算

政党等寄附金等特別控除 ～⑤	⑤ ～⑦
住宅耐震改修 特別控除等 ～⑥	⑥ ～⑧
差引所 得 税 額 ～⑦～⑨～⑩～⑪～⑫～⑬	⑦ ～⑪
災害減免額 ～⑫	⑫
再差引所得税額(基準所得税額) ～⑪～⑫	⑪ ～⑫
復興特別所得税額 (⑪×2.1%)	⑪ ～⑫
所得税及び復興特別所得税の額 (⑪+⑫)	⑪ ～⑫
外国税額控除等 ～⑭	⑭ ～⑯

確定申告をした場合は、⑪再差引所得税額(基準所得税額)とBが一致するかどうかを確認してください。